

## 京都外国語大学 大学院研究生規程

(目的)

第1条 京都外国語大学大学院学則第50条第2項の規定に基づき、大学院研究生(以下「研究生」という。)に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究生とは、国内外の出身を問わず願い出により、特定の専門事項について研究を許可された者をいう。

(研究期間)

第3条 研究期間は、1年間又は半年間とし、本学の学年暦に準ずる。ただし、継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに研究科長に願い出て、許可を得なければならない。

(出願資格)

第4条 出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 修士の学位を有する者と同年以上の学力があると認められた者
- (3) その他、研究科会議で認められた者

(出願書類)

第5条 研究生となることを希望する者は、別表1の選考料を納入のうえ、所定の期日までに、次の書類を添付し、教務部長を経て研究科長に願い出なければならない。

(1) 申請書(本学所定用紙)

現に学校、官公庁またはその他の事業所に在職している者は、その所属長の出願許可を必要とする。

(2) 調査書(本学所定用紙)

(3) 最終出身学校の卒業・修了証明書〔卒業見込み・修了見込み証明書〕

(4) 最終出身学校の成績証明書

(5) 研究計画書(本学所定用紙)

(6) 健康診断書(本学所定用紙)〔3カ月以内のもの〕

(7) 写真(本学所定用紙に貼付)〔3cm×3cm〕2枚

(8) 研究期間中、本邦在留資格を証明する書類〔日本に在留する外国人のみ〕

(出願時期)

第6条 出願の時期は、大学院研究生募集案内による。

(選考・許可)

第7条 所定の手続きにより出願した者については、書類審査のうえ、大学院教授会(以下「教授会」という。)の議を経て学長が入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、筆記試験・面接を行うことがある。

2 研究生の受け入れは、若干名とする。

(入学手続き)

第8条 審査のうえ、入学を許可された研究生は、別表2に定める研究指導料を、所定の期間内に納入しなければならない。

2 選考料、登録料、研究指導料については、別表1・2に定める。

3 京都外国語大学の卒業生は、登録料を半額とする。

4 別表2に定める選考料、登録料、研究指導料の納入期間は次のとおりとする。

分納（春学期分）又は全納（一年度分） 4月1日から4月20日まで

分納（秋学期分） 10月1日から10月20日まで

（研究生証）

第9条 入学を許可された研究生には、研究生証を交付する。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

（施設・設備利用）

第10条 研究生は、本大学院の関連施設・設備等を利用することができる。

（指導教員）

第11条 指導教員は、教授会の議を経て、学長が承認する。

（研究）

第12条 研究生は、指導教員の指導のもと、研究に従事しなければならない。

（研究報告）

第13条 研究生は、自己の研究課題に従って研究し、その成果を指導教員に報告しなければならない。

2 指導教員は、研究生の研究期間が終了後、1カ月以内に研究指導報告書を研究科長に提出しなければならない。

（履修科目）

第14条 研究科長は、研究上有益と認める大学院の授業科目2科目を上限として、受講を許可することができる。ただし、受講した科目の単位認定はしない。

（科目等履修）

第15条 研究生が受講を許可された授業科目以外の履修を希望する場合は、科目等履修制度の手続きに従い、科目等履修生として受講することができる。

（準用する規程）

第16条 研究生に関して、この規程に定めのないものは、大学院学則を準用する。

（改 廃）

第17条 この規程の改廃は、大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平成9年4月1日制定、平成17年3月12日改正、平成20年3月10日改正、平成27年3月8日改正）

別表 1

選 考 料
10,000円

別表 2

登 録 料	研 究 指 導 料
20,000円	120,000円(1ヵ年)
	60,000円(1学期)